



シャープの液晶特許

民谷博史*

1. はじめに

日本での特許制度が発足して130年以上が経ちますが、これまでに世間が今日ほど「特許」に注目した時代は無かったのではないかと思います。

シャープ株式会社内においても、色々な意味で「特許」が注目されており、私が入社した(私は1971年の入社時に当時の本社特許部に配属され、それ以来シャープ株式会社で特許関係の仕事が続けているが)当時とは雲泥の差のように感じます。

もっともシャープ株式会社は創業者の早川徳次が、その創業の年である1912年に「徳尾錠」と名づけたベルト用バックルを考案し実用新案登録を取得、更には現在の社名の由来となっている繰り出し式シャープペンシルを考案して1920年に実用新案登録を取得、この発明は米国でも1926年に米国特許として権利が与えられている、というように伝統的に「オリジナルな技術」としての「特許」を重んじる風潮は社内存在しています。

ところで、シャープの「特許」は、本社に知的財産権本部を構え、各事業本部に特許開発室を抱える体制で成り立っています。ここでは私が関係する、液晶事業に関する特許活動について紹介します。

2. 特許出願

シャープの液晶事業は研究開発の中核であるディスプレイ技術開発本部と、開発生産を担当するモバ

イル液晶事業本部、AVC液晶事業本部、液晶実装企画本部と、販売を担当する電子デバイス営業本部で構成されている。私が所属する液晶特許推進センターは奈良県天理市に所在するディスプレイ技術開発本部内にあり、液晶事業に関係する各本部の特許出願、特許事件を総勢約50名で扱っている。ここ数年、これらの液晶関連本部から出された日本特許出願の総数は毎年500件を越える。

液晶事業の国際的競争は日々激しさを増している。それに伴い数多くの特許を出願することで、この国際競争を有利に進めようと各社が動いている。しかし数を優先させて特許を出願して、特許権を取得することが、企業活動に直接的に何か効果をもたらすのだろうか。特許権を取得することだけに止まっているのであれば答えは否ではなかろうか。年間10億円を越える費用を投じてワールドワイドな特許出願をし、それを権利化し、そして年金を支払って特許権を維持する。ただ特許を多く保有するだけでは何の役にも立たないと考える。それどころか人手と経費の無駄である。

3. 特許活用

ここ数年、我々特許部門に与えられた課題は、多数の特許権をどのように活用するか、どのようにして事業に貢献できるか、である。多くの企業がそうであるように、当社においても次のような基本方針に沿い相手方企業ごとに戦略を立てている。

- ・当社の特徴技術に類似した製品が他社から売り出されると市場での競争力が低下する。これを何とか特許権を活用して止められないか。事業を守れないか。特許に与えられた排他権のもとに他社の事業を牽制できないか。これの最たるものが「特許侵害差し止め訴訟」である。一昨年来当社もこのような訴訟を国内外で提起して新聞紙上をにぎわせた。
- ・とは言っても、競合他社の事業を完全に止めさせ



*Hiroshi TAMIYA
1948年3月生
1971年大阪大学工学部応用物理学科卒業
現在、シャープ株式会社、ディスプレイ技術開発本部、液晶特許推進センター、液晶特許戦略推進プロジェクトチーム、チーフ、学部卒業
TEL 0743-65-2614
FAX 0743-65-4809
E-Mail tamiya.hiroshi@sharp.co.jp

ることは容易ではない。それよりも当社の特許を他社に使用させることを認めて、見返りに実施料を得るほうが、事業に貢献できる場合もある。まさに事業判断が「特許」に求められている。

- 一方、競合他社も多くの特許を保有している。当社事業の安定のためには、特許を保有する企業同士がお互いに特許の使用を認め合う「クロスライセンス契約」を締結することが望ましいこともある。

このような方策を絡め合わせて、いかにして事業への貢献を最大にできるか、日々苦心している状況である。

競合他社が新しい製品を出すと、すぐさまそれを購入し、当社の有力特許を使っていないかをチェックする。液晶特許推進センターが中心となり液晶事業に係る技術者が一丸となって動く瞬間である。

4. 技術流出防止 ノウハウ秘匿

ところで、特許を取得することに専念することで当社の事業を競合他社の攻勢から守ることができるのだろうかという疑問の声が社内から上がった。というのは、特許出願はその出願から1年6ヶ月を過ぎると「特許出願公開」制度の下、出願明細書に記載した内容が広く世間一般に公開される。せっかくの特徴技術をその詳細までを競合他社に紹介することになってしまう。特許出願明細書中に製造ノウハウに関する技術内容までも記載した折には更に深刻である。このような形での技術流出を抑えるため、製

造方法に関する発明はあえて特許出願を行わずノウハウとして秘匿する方策も進めている。当社の液晶TVを生産する亀山工場での発明については、特許出願すべきか、ノウハウ秘匿すべきかを、特に慎重に検討する体制を築き上げている。

来年には日本においても「先発明自己実施権」の制度がスタートする可能性があると言われている。通常の特許出願に代えて、新制度の下での発明の届出をすることで、自己実施権を保証する制度が出来上がれば、重要な技術内容が特許出願を通じて流出する心配も無くなる。待ち遠しい限りである。

5. グローバル化

知的財産活動はますますグローバル化する。当社が米国特許駐在を置き始めてから20年近くの歳月が経った。私はその米国駐在の第一号であった。最近では米国で開催される特許関係のセミナーにも参加することが日常化してきている。ロースクールへの留学も定常化してきた。社内にNY州弁護士が存在し、米国特許弁理士(Patent Agentと呼ばれる。私は幸運にも駐在期間中にこの試験に合格することができた)もいる。知的財産権に関する活動がグローバル化する中、それを支える人材が育ちつつある。当液晶特許推進センターには3人の弁理士がいる。これから先も知的財産権の社会的価値は増大し続けることであろう。人の成長と共に我々液晶特許推進センターも成長を休めることはできない。

